

令和2年3月13日
四国電力株式会社

経済産業大臣からの一般送配電事業の分割認可について

当社は、送配電事業の法的分離に対応するため、四国電力送配電株式会社と締結した吸収分割契約に基づき、当社が営む一般送配電事業等を本年4月1日に同社に承継させることとしております。

(昨年4月26日お知らせ済み)

これに伴い、当社は、本年1月20日に一般送配電事業の分割認可に係る申請^{*}を行っていましたが、本日、経済産業大臣から認可を受けましたので、お知らせいたします。

^{*}電気事業法第10条第2項の規定に基づくもの。一般送配電事業を分割（法的分離）するためには、事前に経済産業大臣の認可を受けておく必要がある。

法的分離後も、当社ならびに四国電力送配電株式会社は、グループ各社とともに、「しあわせのチカラになりたい。」を合言葉に、四国地域の豊かな暮らしに貢献できるよう努めてまいります。

〔参考〕四国電力送配電株式会社の概要（2020年4月1日時点（予定））

(1) 商号	四国電力送配電株式会社
(2) 所在地	香川県高松市丸の内2番5号
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 横井 郁夫
(4) 事業内容	一般送配電事業 等
(5) 従業員数	約2,100名
(6) 資本金	8,000百万円
(7) 大株主及び持株比率	四国電力株式会社 100%

以上